



平成 25 年 3 月 29 日

自動車局技術政策課

我が国の自動車安全・環境基準の国際調和を積極的に進めていきます
～国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）の採用に向けた工程表について～

国土交通省は、安全・環境性に優れた自動車の普及を促進し、日本の自動車メーカーが国際的に活躍できる環境を整備するため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）における自動車基準の国際調和及び認証の相互承認に向けた活動に積極的に参画しています。

具体的には、本年 3 月 11 日より開催された WP29 第 159 回会合においても、国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）^{※1}に必要な乗用車の安全・環境基準の改正を日本が主導していくことを提案しました。国土交通省は、必要に応じて国際基準の改正を行いつつ、自動車の国際基準の採用を積極的に進めているところです。

（参考：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000122.html）

このような自動車基準の国際調和の取組について、今般、「規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定）^{※2}の内容を踏まえ、国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）^{※3}の採用に向けた工程表を別紙のとおり作成しましたのでお知らせします。

本工程表に記載された規則の採用を進めることにより、IWVTAに必要な安全・環境基準について国際調和されることとなり、自動車の輸出入の円滑化が促進されることが期待されます。

（別紙）国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）の採用に向けた工程表

※1：国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）

自動車に係る認証の相互承認を、これまでの装置単位から、車両単位へ発展する制度。本制度の実現により、一箇国で車両認証を取得した場合、IWVTAに加盟している世界各国での認証手続きが簡素化されることが期待されています。

※2：「規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定）（抄）

1. 自動車基準の国際基準との整合①（UN/ECE 規則）

日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下での自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において進められている国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）の実現に向けた活動の一環として、国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）のうち、採用する必要性の高い規則について、その妥当性の検証や WP29 の場において必要な改正提案を行う等、その採用に向けた工程表を作成し、公表する。

※3：国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）

「国連の車両等の型式認定相互承認協定（略称）」（1958 年協定）に基づく、自動車の安全・環境に関する要件を規定した国際規則。

【問い合わせ先】自動車局 技術政策課 森本・中尾
代表 03-5253-8111（内線 42253）
直通 03-5253-8591
FAX 03-5253-1639